

# 経済産業省

輸出注意事項 22 第 38 号  
平成 22・11・02 貿局第 3 号

包括許可について（運用のための輸出注意事項）の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 22 年 12 月 6 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

包括許可について（運用のための輸出注意事項）の一部を改正する通達

包括許可について（運用のための輸出注意事項）（平成 17 年 2 月 25 日付け平成 17・02・23 貿局第 2 号・輸出注意事項 17 第 8 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

包括許可について（運用のための輸出注意事項）の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可について（運用のための輸出注意事項）（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第2号・輸出注意事項17第8号）

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 一般包括許可の更新</p> <p>(1) 更新申請の時期</p> <p>一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする一般包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。<u>ただし、包括許可要領様式第1を利用した一般包括輸出許可証又は様式第2を利用した一般包括役務取引許可証を、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12・03・17貿局第4号、輸出注意事項12第15号、輸入注意事項12第8号。以下「特定手続等運用通達」という。）の別紙様式第1の一般包括輸出許可証又は別紙様式第3の一般包括役務取引許可証に更新する場合は、更新しようとする一般包括許可の有効期限の3月前の日以前に申請を行うことができるが、更新される許可の有効期限については、包括許可要領のI 9の規定にかかわらず、当該更新を行う日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とし、許可の更新を受ける者は、原許可証を返還することが必要である。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 一般包括許可の更新</p> <p>(1) 更新申請の時期</p> <p>一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする一般包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。</p> <p>(2) (略)</p>

#### 4 その他

##### (1) 書類の提出窓口

1 (1) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) ～ (二) (略)

(ホ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはそれ以外の軍事用途に関して必要となる届出、輸出される貨物の需要者若しくは提供される技術を利用する者が軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関である場合に必要となる届出又は一般包括許可が効力を失う場合：経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下、「安全保障貿易審査課」という。）

(へ) (略)

(2) ・ (3) (略)

#### II 特定包括許可

1～4 (略)

##### 5 特定包括許可の更新

###### (1) 更新申請の時期

特定包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特定包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。ただし、包括許可要領様式第3を利用した特定包括輸出許可証又は様式第4を利用した特定包括役務取引許可証を、特定手続等運用通達の別紙様式第5の特定包括輸出許可証又は別

#### 4 その他

##### (1) 書類の提出窓口

1 (1) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) ～ (二) (略)

(ホ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等又はそれ以外の軍事用途に関して必要となる届出及び一般包括許可が効力を失う場合：経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下、「安全保障貿易審査課」という。）

(へ) (略)

(2) ・ (3) (略)

#### II 特定包括許可

1～4 (略)

##### 5 特定包括許可の更新

###### (1) 更新申請の時期

特定包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特定包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。

紙様式第6の特定包括役務取引許可証に更新する場合は、更新しようとする特定包括許可の有効期限の3月前の日以前に申請を行うことができるが、更新される許可の有効期限については、包括許可要領のII 9の規定にかかわらず、当該更新を行う日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とし、許可の更新を受ける者は、原許可証を返還することが必要である。

(2) (略)

6 (略)

III～IV (略)

別紙1～別紙4 (略)

様式a～様式1 (略)

(2) (略)

6 (略)

III～IV (略)

別紙1～別紙4 (略)

様式a～様式1 (略)